

③利用者は、貸与された機器を損傷し、又は亡失した場合は、直ちに協議会に届け出なければならない。

(録音等データの取扱い)

第 9 条 利用上機器に保存された録音、その他のデータの所有権は、利用者に帰属する。但し、貸与期間内に協議会が必要と認める場合には、利用者は同意のうえ、録音、その他のデータの提供に協力するものとする。

(緊急連絡先)

第 10 条 機器の緊急通報システム機能の利用に際し、緊急連絡先については、利用者の申し出及び相手先の了解を得て登録するものとする。

2 緊急連絡先がない場合でも機器利用の申請はできるものとする。

(変更の届出)

第 11 条 利用者は、貸与期間内に利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに東大阪市高齢者詐欺被害防止事業変更届出書(様式第 3 号)を協議会に届け出るものとする。

①利用者の住所又は電話番号に変更があったとき。

②世帯構成及び緊急連絡先に変更があったとき。

③第 4 条に定める利用者に該当しなくなったとき。

(利用の取消及び機器の返還)

第 12 条 協議会は、貸与期間内に利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、東大阪市高齢者詐欺被害防止事業取消通知書(様式第 4 号)により、利用承認の取消しを通知し、貸与した機器を返還させるものとする。

①第 4 条に定める利用者に該当しないと認められるとき。

②この要綱に違反したとき。

③利用者から利用の取消しの申出があったとき。

(取り外しの届出)

第 13 条 利用者は、貸与期間内に取り外しを希望する場合は、東大阪市高齢者詐欺被害防止事業機器取り外し申請書(様式第 5 号)を協議会に届け出るものとする。

(費用負担)

第 14 条 利用者は、機器の利用に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用を自己負担するものとする。

①機器の修繕費(貸与期間内の修繕を除く。)及び機器付属以外の備品代(予備のマイクロ SD カード等)及び電気代、通話テスト時の通話代

②第 7 条第 1 項における貸与期間満了後の撤去費用及びその他前号以外にかかる費用

③利用者の故意また過失により機械の故障が発生する修理及び再設置代

(社会福祉協議会への協力)

第 15 条 利用者は、第 1 条に掲げる目的の達成に必要となる、協議会からのアンケート調査等の依頼協力するものとする。

附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。